

入院時の食事自己負担額変更 についてお知らせ

厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事自己負担額）に関する改正がありました。これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担額が変更になるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

変更後の負担額は以下の通りになります。

食事療養の標準負担額			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
70歳未満の方	70歳以上の方	一食 490円	一食 510円
区分 ア	現役並 Ⅲ		
区分 イ	現役並 Ⅱ		
区分 ウ	現役並 Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 Ⅱ	一食 230円	1食 240円
	低所得 Ⅰ	1食 110円	変更なし

不明点等ございましたら病院スタッフまでお問合せくださいますようお願い申し上げます。